14―3中「ジャー炊飯器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に、「22」を「27」に改める。

14―4中「22」を「27」に改める。

15―1中「当該電子レンジの年間の目安電気料金を表示することとする。」を「当該電子レンジに関する次の事項を表示することとする。」に改め、「適用しない。」の次に次のように加える。

イ　省エネルギーラベル

ロ　年間の目安電気料金

15―2を次のように改める。

⑴　15―1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901に基づくものとする。

⑵　15―1のロに掲げる年間の目安電気料金は、15―3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。

⑶　15―1のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

⑷　15―1のロに掲げる年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において15―4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

15―3中「電子レンジの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に、「22」を「27」に改める。

15―4中「22」を「27」に改める。

16―1中「当該ＤＶＤの年間の目安電気料金を表示することとする。」を「当該ＤＶＤに関する次の事項を表示することとする。」に改め、「適用しない。」の次に次のように加える。

イ　省エネルギーラベル

ロ　年間の目安電気料金

16―2を次のように改める。

⑴　16―1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901に基づくものとする。

⑵　16―1のロに掲げる年間の目安電気料金は、16―3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。

⑶　16―1のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

⑷　16―1のロに掲げる年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において16―4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

16―3中「ディー・ブイ・ディー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「ディー・ブイ・ディー・レコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に、「22」を「27」に改める。

16―4中「22」を「27」に改め、16―4の次に次のように加える。

17　ルーティング機器

17―1　表示事項

ルーティング機器（令第21条第22号に掲げるルーティング機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、ルーティング機器を販売しようとする場合には、当該ルーティング機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のルーティング機器を販売しようとする場合には適用しない。

17―2　遵守事項

17―1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

18　スイッチング機器

18―1　表示事項

スイッチング機器（令第21条第23号に掲げるスイッチング機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、スイッチング機器を販売しようとする場合には、当該スイッチング機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のスイッチング機器を販売しようとする場合には適用しない。

18―2　遵守事項

18―1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

19　電気温水機器

19―1　表示事項

電気温水機器（令第21条第26号に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電気温水機器を販売しようとする場合には、当該電気温水機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の電気温水機器を販売しようとする場合には適用しない。

19―2　遵守事項

19―1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

20　エル・イー・ディー・ランプ

20―1　表示事項

エル・イー・ディー・ランプ（令第21条第28号に掲げるエル・イー・ディー・ランプをいう。以下「ＬＥＤランプ」という。以下同じ。）の小売事業者は、ＬＥＤランプを販売しようとする場合には、当該ＬＥＤランプに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のＬＥＤランプを販売しようとする場合には適用しない。

イ　省エネルギーラベル

ロ　年間の目安電気料金

20―2　遵守事項

⑴　20―1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901に基づくものとする。

⑵　20―1のロに掲げる年間の目安電気料金は、20―3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。

⑶　20―1のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

⑷　20―1のロに掲げる年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において20―4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

20―3　年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は次式に基づき算出するものとする。

年間の目安電気料金＝2×P×Z

この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P：エル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第235号）の3―2に規定する方法により算定した消費電力（単位　ワット）

Z：27（単位　円毎キロワット時）